

(様式2)

京丹後市災害廃棄物処理計画（案）の概要

1 計画の目的

京丹後市災害廃棄物処理計画は、平時の備え（体制整備等）や、大規模災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として定めます。

2 計画の位置付け

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされ、本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針を踏まえ策定するもので、京都府災害廃棄物処理計画及び京丹後市地域防災計画と整合をとり、災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。

3 計画項目

第1章 総則	災害廃棄物処理計画の概要
第2章 基本的事項	基本方針／組織・体制／情報収集及び共有／協力・支援体制／住民等への啓発・広報
第3章 災害廃棄物処理	災害廃棄物の処理／処理主体／集積場・仮置場／収集運搬／し尿処理
第4章 選別・分別	生活ごみ（避難所ごみ、片付けごみ）の処理／集積場所及び一次仮置場の選別配置（例）
第5章 その他	平時の備え／歴史的遺産・文化財の取扱い／海岸漂着物の対策／仮設処理施設／環境モニタリング／貴重品・思い出の品

4 時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴
初動期	人命救助が優先される時期 （体制整備、被害状況確認、必要資機材の確保等）
応急対応 （前半）	避難所生活が本格化する時期 （優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）
応急対応 （後半）	人や物の流れが回復する時期 （災害廃棄物の本格的な処理に向け準備を行う期間）
復旧復興	避難所生活が終了する時期 （通常業務への移行、災害廃棄物の本格的処理）

5 集積場所・仮置場

分類	役割
集積場所	<ul style="list-style-type: none">・手作業による簡単な分別作業を行う被災者が災害廃棄物を直接搬入できる場所を想定する。・場所は、地区等ごとに設置する。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none">・一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所。・一次仮置場で分別ができない場合等、災害の規模等に応じて必要と認められる場合に設置する。